

## 25. 鋼船規則C編及びCS編並びに関連検査要領における改正点の解説 (内部開口及び外部開口の閉鎖装置)

### 1. はじめに

2007年2月1日付規則第3号及び達第4号(日本籍船舶用)並びに同日付Rule No.10及びNotice No.12(外国籍船舶用)により、鋼船規則C編及びCS編並びに関連検査要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

### 2. 改正の背景

2003年8月27日付け鋼船規則等の一部改正により、IACS統一解釈SC156を参考として水密戸に関する要件を改めた。その際、鋼船規則C編4章に規定する区画要件(SOLAS条約II-1章B-1部の規定に基づく損傷時復原性要件に相当)の適用において水密とする必要がある内部開口の閉鎖装置に係る要件とC編13章の水密戸に関する要件を整合させる形とし、まとめてC編13章に規定した。

しかしながら、上記改正による規則の構成及び表現では、当該区画要件において必要となる内部開口の閉鎖装置に係る要件及び区画要件が適用されない船舶の水密戸に対する要件が分かりにくいとの指摘があった。

このため、内部開口の閉鎖装置に係る要件の適用を明確化すべく関連規定を改めた。併せて、IACS統一解釈SC156に含まれている外部開口の閉鎖装置に関する要件に対応すべく、関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

改正点は以下のとおり。

- (1) C編4.3.1及びCS編4.3.1に、区画要件上必要な内部開口の閉鎖装置に関する要件を明示した。内容は、SOLAS条約II-1章Reg.25-9の要件にIACS統一解釈SC156の内容を加味したもので、容易に要件の概要を把握できるよう、検査要領に表C4.3.1に加え、それぞれの水密閉鎖装置に対する適用要件を取りまとめた。
- (2) C編4.3.2及びCS編4.3.2の区画要件上必要な外部開口の閉鎖装置に関する要件(SOLAS条約II-1章Reg.25-10に基づくもの)を、IACS統一解釈SC156に沿って改めた。
- (3) 上記(1)に伴い、C編13.3及びCS編13.3の水密戸に関する要件を改めた。要件の見直しにあたっては、ここで規定する水密戸が次の原則に従ったものとするを明記し、この原則の下、C編4.3.1及びCS編4.3.1に規定される区画要件上必要な内部開口の閉鎖装置に対する要件と整合させている。
  - (a) 船舶の運航のために必要な場合を除き、航海中に通常は開放されたままとしないこと。
  - (b) 貨物区域を区画する水密隔壁に設けられる荷役用等の戸、ランプ等の閉鎖装置については、航海中は必ず閉鎖しておくものとする。

## 26. 鋼船規則C編, CS編, D編及びU編並びに関連検査要領における改正点の解説 (航路を制限するばら積貨物船等に対する規則適用)

### 1. はじめに

2006年6月15日付規則第43号及び達第46号(日本籍船舶用)並びに同日付Rule No.44及びNotice No.47(外国籍船舶用)により、鋼船規則C編, CS編, D編及びU編並びに関連検査要領の一部が改正された。以下にその内容について解説する。

### 2. 改正の背景

2004年12月に開催されたIMO第79回海上安全委員会

(MSC 79)において、SOLAS条約XII章の改正が採択され、ばら積貨物船に対して追加の安全対策が講じられることとなった。同改正では、ばら積貨物船の定義が変更され、同章の適用が拡大されるとともに、追加の安全対策として、貨物倉浸水に対する残存性要件及び構造強度要件の二重船側船への適用、貨物倉周りの船体構造に対する要件等が規定されており、2006年7月1日以降に建造されるばら積貨物船に適用されることになった。

本会は、上記条約改正に対応し、2006年1月31日付けで関連規則を改正しているが、国際航海に従事しないばら積貨物船等に対する規則適用を明示していなかった。その後、